

2022(令和4)年度保険料率(案)について

令和4年1月18日

第70回香川支部評議会



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

目次

1. 2022（令和4）年度平均保険料率に関する論点について

- ・2022（令和4）年度平均保険料率に関する論点 ……P1～3
- ・前回（9/16）の運営委員会における2022（令和4）年度保険料率に関する運営委員の主な意見 ……P4～5
- ・2022（令和4）年度保険料率について（支部評議会における主な意見） ……P6

2. 2022（令和4）年度香川支部保険料率（案）について

- ・2022（令和4）年度香川支部保険料率の算定について ……P7～11
- ・香川支部保険料率の推移（直近10年間） ……P12

3. 2022（令和4）年度政府予算案を踏まえた収支見込について

（医療分・介護分）

- ・政府予算案を踏まえた2022（令和4）年度収支見込の概要について ……P13～15
- ・2022（令和4）年度の介護保険料率と介護納付金について ……P16～17

2022（令和4）年度 平均保険料率に関する論点について

2022（令和4）年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

＜＜現状・課題＞＞

- ✓ 協会けんぽの令和2年度決算は、収入が10兆7,650億円、支出が10兆1,467億円、収支差は6,183億円と、収支差は前年度に比べて784億円増加し、準備金残高は4兆103億円で給付費等の5か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによる。
併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、特別な状況によるものと考えている。
- ✓ 一方で、協会けんぽの今後の財政については、以下の状況から楽観を許さない状況である。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、保険料収入の見通しも不透明である。一方で、医療給付費は、受診動向等の変化の影響等によって令和2年4、5月に大幅に減少した後、徐々にコロナ禍前の水準まで戻り、令和3年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っている。このため、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
 - ・ 高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって健診や保健指導の実施率が落ち込み、健診・保健指導にかかる費用も対前年度比マイナスとなったが、令和3年度の目標実施率を踏まえると、健診・保健指導経費は、前年度と比較して370億円程度の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和3年度予算早期集計では、経済状況の悪化の影響によって約8割の組合が赤字を計上している。今後、健康保険組合の実質保険料率が10%を超える事態になると、財政状況の悪化した組合が解散を選択することも考えられること。
 - ・ 平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化し続けていること。
 - ・ 今後、高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加の可能性もあること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

2022（令和4）年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分（3月分）からでよいか。

■ 前回（9/16）の運営委員会における2022（令和4）年度保険料率に関する運営委員の主な意見

(1/2)

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響の先行きが見通せないこと、中小企業の経営が依然として厳しい状況にあること、準備金残高が4兆円を超え法定準備金の5か月分に達している状況等を踏まえると、負担する側からみれば、保険料率の引き下げをお願いしたいところ。しかし、シミュレーションをみると、保険料率を10%に維持するのは致し方ないと思う。
今後、準備金の減少が始まる前に、給付費の適正化やマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進等によるコスト削減を意識した議論を行うことが必要。
- 5年収支で示された試算の前提は、事業者の肌感覚では楽観的過ぎると感じる。現状、企業は強力な支援策により何とか事業継続できているものの、この支援策が終わったとき、倒産廃業が相次ぎ、雇用が大きく失われる懸念を抱いている。少なくともここ数年は、悲観的な見通しを立てておいたほうが、実態を反映した議論が行われると考えている。現在が長期に渡る異常事態の下にあるという認識のもと、当面は10%を守ることを前提に、悲観的な見通しによる推計を行っていただくようお願いしたい。
- 現場で色々な会社を見ていると、かなり状況が厳しいと感じる。在宅勤務の拡大により労働時間が短くなる傾向であり、残業が減ると標準報酬月額にも影響があると思う。事務局から出された試算の資料の中で、中位パターンの前提として賃金上昇率が+0.4%となっているが、中小企業が多い協会けんぽにおいては、その水準まで回復するのは難しいのではないかと感じる。協会財政の見通しが不透明な中、準備金によって今後10年間は保険料率を安定的に保っていく予定であると理解しており、その方向で努力を続けてほしい。
- 未だ新型コロナの影響がある中、今後の動向が不透明であり、保険料率10%維持が妥当。中小企業にとっては、賃金上昇が見込めない中で、保険料率は引き下げが何よりだが、厳しい社会情勢を考えると難しいことも理解できる。10%を維持したとしても数年後には準備金を取り崩すことになるという試算もあり、今は保険料率10%を維持することが適当である。
今後は、準備金が積み上がっていることを踏まえた議論もすべきではないか。

■ 前回（9/16）の運営委員会における2022（令和4）年度保険料率に関する運営委員の主な意見

(2/2)

- 準備金残高の取扱いについて、事業主の立場として意見を申し上げたい。十分な準備金を確保しつつ、その一部を原資として、従業員の健康づくりをさらに強化するような取組はできないか。例えば、協会けんぽの保健事業の中で、目に見える形で、何か事業主や従業員へ還元できる取組はできないか。現実に準備金が5か月分まで積み上がっていることから、ぜひ検討いただきたい。
- 現在の不透明な経済状況の中では、楽観的な見通しより厳しい見通しで考えるべき。準備金が積みあがっていることで、保険料率引き下げの意見があることも理解するが、シミュレーションにおいて、保険料率を引き下げた場合、すぐにも準備金が減少する見通しとなっている。このため、一旦保険料率を引き下げた場合、その先で再引き上げが必要となると考えられるが、これは事業主の方にとって非常に難しいと思う。むしろ、保険料率10%を長期間維持していく方策を考えるべき。

準備金が増加することは、保険者にとっては、財政リスク軽減になる。しかし、事業主・被保険者にとっては、厳しい経済状況の下、負担増加となる。これらの整合性を保つ方策が、準備金を工夫して使うということであり、上手な形で還元していくプランを考えていくべき。還元策としては、加入者にとって利便性が高く、健診を受けることにつながるような方策を保健事業の中に取り入れることが考えられる。これらの取組を行ったなら、加入者、事業主、保険者いずれにとってもメリットがあるだろう。保険料率については10%維持を支持する。その一方で、保険者と事業主・加入者の双方がWIN-WINの関係になれるような準備金の還元策を検討いただきたい。

■ 2022（令和4）年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年度以降も後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本に考えている
- ・協会の財政について、「大きな変動がない限り、中長期に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていない

ことについて評議会でも説明した上、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

※（）は昨年の支部数

意見の提出なし 2支部（6支部）

意見の提出あり 45支部（41支部）

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 31支部（31支部）

← 香川支部意見

② ①と③の両方の意見のある支部 10支部（5支部）

③ 引き下げるべきという支部 4支部（2支部）

④ その他（平均保険料率に対する明確な意見なし） 0支部（3支部）

※保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

2022（令和4）年度 香川支部保険料率【案】について

■ 2022（令和4）年度香川支部保険料率の算定について

● 2022（令和4）年度香川支部保険料率

医療給付費についての調整後の保険料率

5.63%



共通料率等

4.71%



令和2年度精算分

▲0.02%



インセンティブ分

0.007%

10.34%

健康保険法第160条第3項1号

医療給付費についての調整前の保険料率
6.00%
(全国5.29%)

健康保険法第160条第4項

年齢調整 ▲0.07%
所得調整 ▲0.30%

健康保険法第160条第3項2号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金
退職者給付拠出金等
(法附則4条の3、4条の4)
現金給付に要する額

健康保険法第160条第3項3号

業務経費等
雑支出等

健康保険法
施行規則第135条の7

令和2年度の支部ごとの収支決算における収支差
178百万円

健康保険法
施行令第45条の2

一律加算率 0.007%
(加算額 62百万円)

減算率 0.000%
(減算額 0百万円)

※小数点第3位以下の端数を含めて計算するため、上記数値を単純合計した結果と一致しない。

(参考) 令和3年度香川支部保険料率

医療給付費についての調整後の保険料率

5.63%



共通料率等

4.71%



令和元年度精算分

▲0.05%



インセンティブ分

0.001%

10.28%

健康保険法第160条第3項1号

医療給付費についての調整前の保険料率
6.02%
(全国5.29%)

健康保険法第160条第4項

年齢調整 ▲0.07%
所得調整 ▲0.33%

健康保険法第160条第3項2号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金
退職者給付拠出金等
(法附則4条の3、4条の4)
現金給付に要する額

健康保険法第160条第3項3号

業務経費等
雑支出等

健康保険法
施行規則第135条の7

令和元年度の支部ごとの収支決算における収支差
452 百万円

健康保険法
施行令第45条の2

一律加算率 0.007%
(加算額 62 百万円)

減算率 0.006%
(減算額 53 百万円)

2022（令和4）年度香川支部保険料率の算定について

(A) 香川支部の医療給付費についての調整前の保険料率 6.00 %

香川支部の医療給付費（令和4年度見込み） = 54,780 百万円…①（注1）

香川支部の総報酬額（令和4年度見込み） = 912,444 百万円…②（注2）

$$\textcircled{1} / \textcircled{2} = 0.060036 \dots \Rightarrow 6.00 \%$$

- (注1) ・ 各支部の医療給付費の令和2年度実績から東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。
 ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。
- (注2) ・ 標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和2年度実績に、全国計の令和2年度実績に対する令和4年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.993）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

(B) 香川支部の年齢調整率 ▲0.07 %

年齢 (歳)	全国	香川		
	一人当たり 医療給付費 (円) (a)	加入者数 (百人) (b)	平均給付費 (百円) (c)	標準給付費 (百円) (d)
0～4	158,947	179	-	28,519,810
5～9	78,508	215	-	16,874,358
10～14	67,444	228	-	15,410,070
15～19	58,861	244	-	14,380,588
20～24	56,108	251	-	14,079,852
25～29	68,662	233	-	15,991,951
30～34	78,607	264	-	20,757,972
35～39	84,823	304	-	25,801,118
40～44	95,021	360	-	34,242,719
45～49	115,131	398	-	45,845,744
50～54	146,572	314	-	46,083,408
55～59	185,337	287	-	53,099,793
60～64	232,161	291	-	67,640,084
65～69	293,092	205	-	60,013,638
70～74	412,915	139	-	57,201,081
合計	130,214	3,913	509,576,811	515,942,186

香川支部の年齢調整額 (c) - (d) = ▲6,365,375 百円…③

香川支部の総報酬額（令和4年度見込み） = 912,444 百万円…②

$$\textcircled{3} / \textcircled{2} = -0.0006976 \dots \Rightarrow \text{▲}0.07 \%$$

年齢調整額 = 平均給付費 - 標準給付費
 平均給付費 = 全国計の加入者1人当たり医療給付費 × 支部の加入者数
 標準給付費 = 年齢階級ごと、全国計の加入者1人当たり医療給付費 × 当該年齢階級における支部の加入者数、の全ての年齢階級の合計

年齢調整額
(百円)
-6,365,375 ③

- (a)～(d)について
- ・ 令和4年度見込み。
 - ・ 各支部の年齢階級別加入者数の令和2年度実績に、全国計の加入者数の令和4年度見込みとの比率を乗じて算出。
 - ・ 数値は、年度の平均値。
- (a)について
- ・ 各支部の医療給付費の令和2年度実績から東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。
 - ・ 医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

■ 2022（令和4）年度香川支部保険料率の算定について

(C) 香川支部の所得調整率 ▲0.30 %

全国の医療給付費（令和4年度見込み）	=	5,251,390	百万円…④（注1）
香川支部の総報酬額（令和4年度見込み）	=	912,444	百万円…②
全国の総報酬額（令和4年度見込み）	=	99,357,853	百万円…⑤（注2）
全国の平均1人当たり医療給付費（令和4年度見込み）	=	130,214	円…⑥
香川支部の加入者数（令和4年度見込み）	=	391,339	人…⑦（注3）

$$\frac{④ \times ②}{⑤} - ⑥ \times ⑦ = \mathbf{\Delta 2,732,015,219 \dots ⑧}$$

$$\frac{⑧}{②} = \mathbf{\Delta 0.002994 \dots} \Rightarrow \mathbf{\Delta 0.30 \%}$$

- (注1) ・各支部の医療給付費の令和2年度実績から東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和4年度見込みと令和2年度実績との比率を乗じて算出。
 ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。
- (注2) ・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和2年度実績に、全国計の令和2年度実績に対する令和4年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.993）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。
- (注3) ・各支部の年齢階級別加入者数の令和2年度実績に、全国計の加入者数の令和4年度見込みとの比率を乗じて算出。
 ・数値は、年度の平均値。

(D) 共通料率等 4.71 %

共通料率 (A + B - C)	4.71 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.90 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.84 %
C. 収入等の率	0.03 %
第1号平均保険料率	5.29 %
計	10.00 %

…傷病手当金等の現金給付0.46% + 前期高齢者納付金等 3.44%

…協会業務経費等 0.84%

- ・第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
 ・第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

(E) 香川支部の精算等 ▲0.02 %

令和2年度の香川支部の収支差	=	178	百万円…⑨
香川支部の総報酬額（令和4年度見込み）	=	912,444	百万円…②

$$\frac{⑨}{②} = \mathbf{0.00019499 \dots} \Rightarrow \mathbf{\Delta 0.02 \%}$$

- ・収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(F) 香川支部のインセンティブ 0.007 %（総合31位）

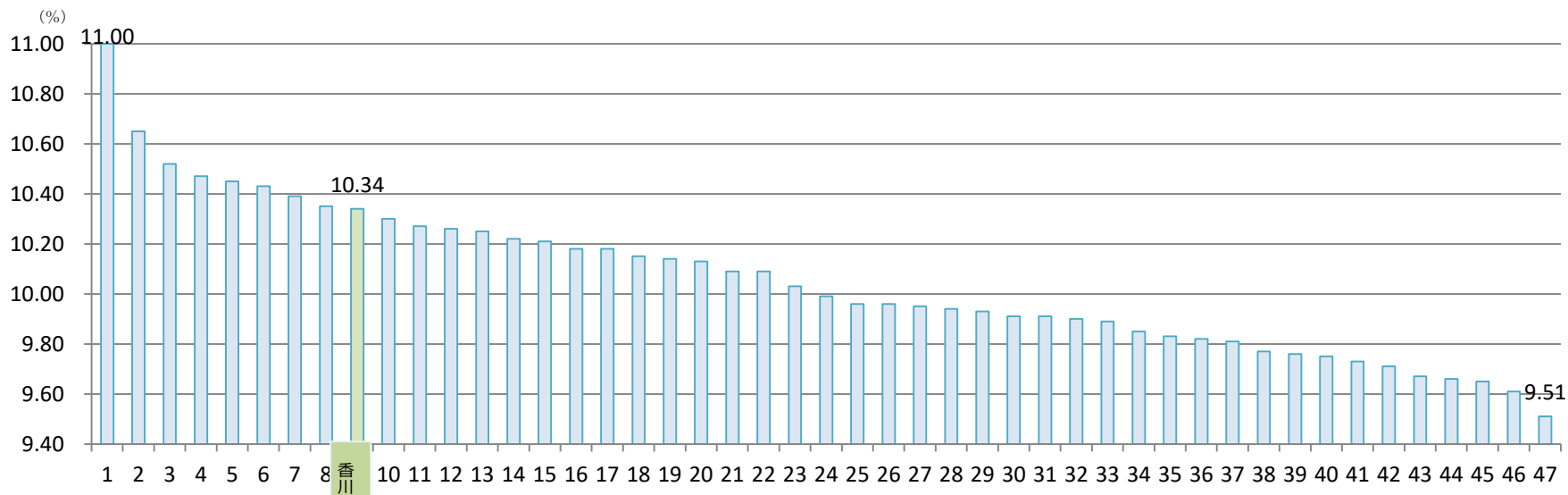
一律加算額	=	62	百万円…⑩
減算額	=	0	百万円…⑪
香川支部の総報酬額（令和4年度見込み）	=	912,444	百万円…②

$$\frac{⑩ - ⑪}{②} = \mathbf{0.0000683 \dots} \Rightarrow \mathbf{0.007 \%}$$

- ・加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

2022（令和4）年度都道府県単位保険料率の算定について

2022（令和4）年度都道府県単位保険料率（暫定版）

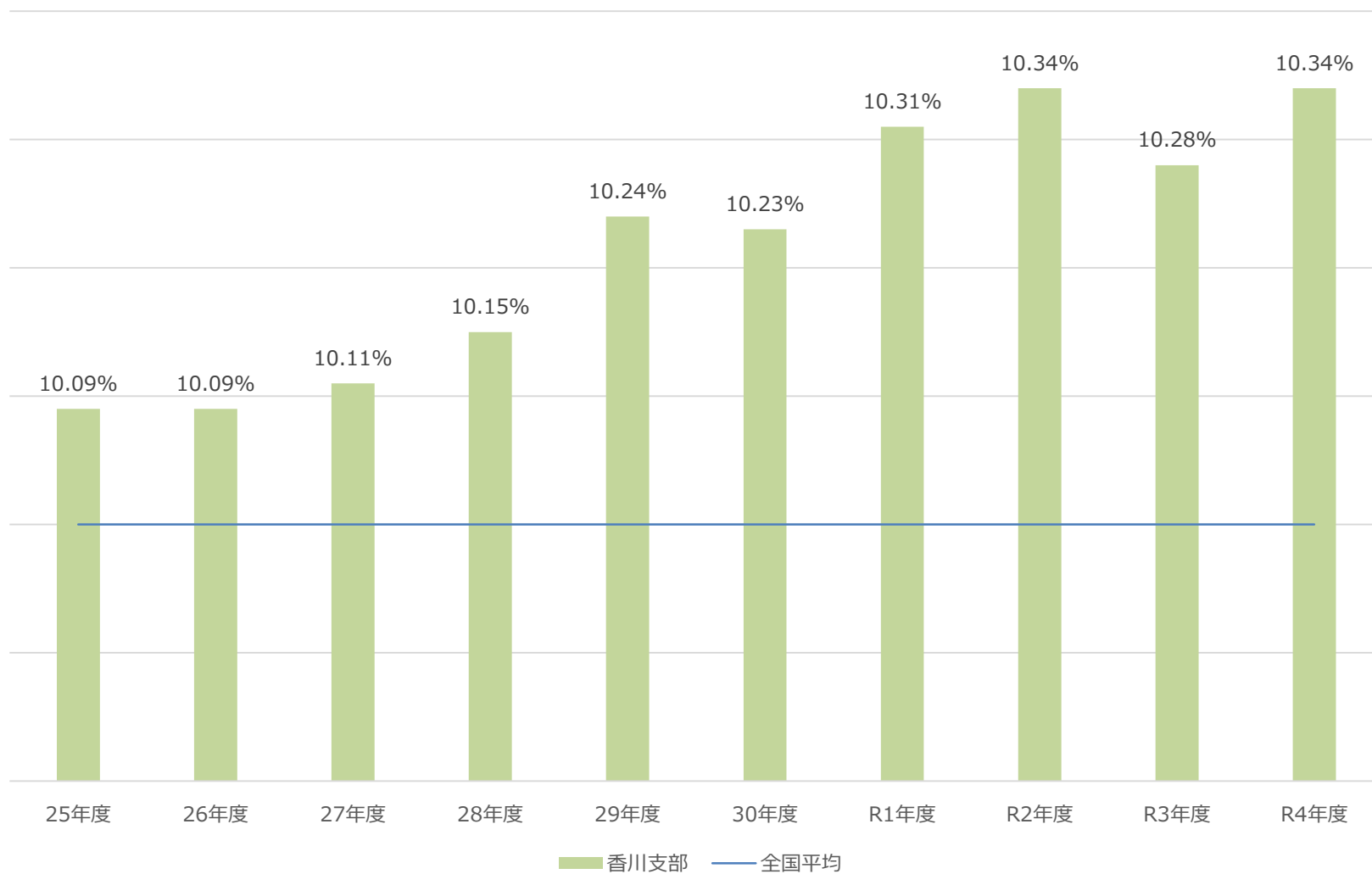


保険料率の増減（令和4年度（暫定版） - 令和3年度）

料率(%)	+0.32	+0.31	+0.29	+0.22	+0.21	+0.17	+0.16	+0.14	+0.13	+0.11	+0.10	+0.07	+0.06	+0.05	+0.04	+0.03	+0.02	+0.01	▲0.01	▲0.02	▲0.03	▲0.04	▲0.06	▲0.07	▲0.09	▲0.11	▲0.13	▲0.14	▲0.22
支部数	2	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	4	1	2	1	3	2	2	2	1	3	3	1	2	1	2	1	1	1



■ 香川支部保険料率の推移（直近10年間）



2022（令和4）年度政府予算案を踏まえた収支見込について （医療分・介護分）

■ 政府予算案を踏まえた2022（令和4）年度収支見込の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R2(2020)年度	R3(2021)年度		R4(2022)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R3年12月) (b)	R3-R2 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R3年12月) (c)	R4-R3 (c-b)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	4,757	99,369	▲ 5	H24-R3年度保険料率：10.00% R4年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	▲ 279	12,454	▲ 7	
	その他	293	275	▲ 18	266	▲ 8	
	計	107,650	112,110	4,460	112,090	▲ 21	
支出	保険給付費	61,870	66,623	4,753	67,304	681	○R4年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率：9.54%
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	239	15,542	1	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	276	20,790	▲ 806	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	2,974	4,582	1,607	3,868	▲ 714	
	計	101,467	108,343	6,876	107,505	▲ 838	
単年度収支差		6,183	3,768	▲ 2,415	4,585	818	
準備金残高		40,103	43,870	3,768	48,456	4,585	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

政府予算案を踏まえた収支見込(令和4年度)の概要

政府予算案を踏まえた令和4年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.2兆円、支出(総額)が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は4,600億円の見込み。

(1) 収入の状況

収入(総額)は、令和3年度(直近見込)から20億円の減少となる見込み。

主に、「保険料収入」及び「国庫補助等」がほぼ横ばいになることによるものである。

(2) 支出の状況

支出(総額)は、令和3年度(直近見込)から800億円の減少となる見込み。主な要因は以下の通り。

- ① 「保険給付費」について、令和4年度診療報酬改定や短時間労働者の適用拡大といった減少要因はあるものの、加入者1人当たり保険給付費の増等によって700億円増加する。
- ② 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めることで、後期高齢者支援金等の概算額が増加する一方で、令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響と相殺されること等によって、800億円減少する。
- ③ 「その他」について、令和3年度は、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金の返還額(令和2年度の医療給付費が、予算策定時の見込みよりも大幅に減少した(予算策定時:6.1兆円→決算:5.6兆円)ことから、実績(決算)に基づき国へ返還する額)が計上されていたが、令和4年度はその影響がなくなること等から、714億円減少している。

(3) 収支差と準備金残高

令和4年度の「収支差」は、令和3年度(直近見込)より、800億円増加して4,600億円になる見込み。

(収支均衡料率は、9.54%の見込み。)

令和4年度末時点の準備金残高は4.8兆円の見込み。

■ 2022（令和4）年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： 1.64%
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	納付金対前年度比 ⇒ + 189
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和4年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和4年度は、令和3年度末に見込まれる剰余分(227億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.64%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.80%から令和4年4月以降に1.64%へ引き下げた場合の令和4年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 ▲6,934円 (78,012円 → 71,078円) の負担減

〔月額〕 ▲512円 (5,760円 → 5,248円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.546月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和4年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。